

千曲市環境審議会概要

日時：令和5年6月26日10:00～

場所：千曲市役所4階 応接会議室 現地

出席者 委員10名出席

傍聴者 なし

1. 開会 環境課長
(13:30)

2. 副市長あいさつ 副市長

3. 審議事項2件 諮問 副市長
(1) 開発特別規制地区内行為の許可について
(2) 保存樹木等の指定及び解除について

事務局説明
現地確認

4. 審議
(1) 開発特別規制地区内行為の許可について
(2) 保存樹木等の指定及び解除について

審議事項(1) 開発特別規制地区内行為の許可について

○審議内容

会長	質問、意見を求める。
委員	合併浄化槽の処理、三次処理はどうするのか(浸透ます)。
事務局	トレンチ工法にて地下浸透。合併浄化槽から放流出口にパイプ接続、パイプの下は溝を掘り、洗い砂、碎石、砂利でろ過する。何か所かで放流し基準の条件をクリアできると業者から確認。
委員	BOD、窒素含有量の排出基準は20mg/Lだが、メーカーの仕様であり、それが守られているとどう確認するか。
事務局	法定の浄化槽検査や清掃で基準を満たしているか確認できる。
委員	合併浄化槽からのBOD、窒素の排出がこの基準の水に魚は生息できるか。そもそもこの基準でいいか。
事務局	環境基準とは違うため、魚が生息できる水なのかは不明だが、環境保全条例と規則の基準は満たしている。基準自体の改訂となると、県にもご意見を伺い検討する。
会長	他意見あるか。
委員	なし。
会長	適当と認めてよろしいか。
委員	異議なし。
会長	「開発特別規制地区内行為の許可について」は、適当と認める。

審議事項（２）保存樹木等の指定及び解除について

○審議内容

委員	枯死の枝、重心の不安定なもの、形成層のみで髓がえぐれているものなどあり、高齢樹であることも鑑み、倒木の恐れあり。適切に樹木医から診断を受け、対応してほしい。参拝者の安全管理を必ず行ってほしい。
事務局	今のご意見は付帯意見としたいがどうか。
委員	重複認定不可というのはどこかに書かれているか。
事務局	条例等に記載はないが、文化財法などに定めのあるものは認定しないとある。既に文化財指定があれば重複しないとしていることを援用し、認定されているものは解除したい。
委員	これまで貴重な木として保存樹木として認定されたものを外すと、大事にされない、ということにならないか。
事務局	保存樹林になっても重要度は変わらない。推薦者も樹林として大切にしたいとの意向。
委員	保存樹林になった場合、勝手に神社の管理者が切るということはなくなるか。
事務局	保存樹林等は認定されたら、むしろ適切に管理していただき、切ることはできない。
委員	他の樹木の指定について。三島神社や樺平のブナなど他によいものがある。市有地の樹木樹林の指定について、考え方を整理してほしい。
事務局	ご意見として承った。
会長	他意見あるか。
委員	なし。
会長	適当と認め、答申書に付帯意見を付けるということでよいか。
委員	異議なし。
会長	「保存樹林等の指定及び解除について」は、樹木医の診断を受け、安全管理を行う旨付帯意見とし、適当と認める。

○答申について

適当と認め（２）は付帯意見を付け答申。

5. その他

○第二次千曲市地球温暖化対策推進計画について

6. 閉 会 副会長

(12:05)